

# 弥富市第5次行政改革大綱

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月  
弥富市

## はじめに

本市では、弥富市総合計画の実現に向け、職員の意識改革や施策・事業の効率的、効果的な実行により、持続可能で安定的な財政運営を行うための指針として、後期基本計画の策定に併せ、この度、第5次行政改革大綱を定めました。

後期基本計画では、新たな課題であるコロナ禍脱却のための「賑わいづくり」や行政手続のデジタル化等、社会情勢の変化への対応を盛り込みました。その一方で、物価高騰により施設管理費や光熱水費、また、福祉施策や介護保険事業等の扶助費など、恒常的な経費が増大しており、計画の実現に向け、引き続き行政改革の取組を進めてまいります。

さらに社会情勢が刻々と変化する中、国が積極的に進める「こどもまんなか社会の実現」や DX 推進、また本市発展のための新たな市民ニーズに時機を逸せず対応するため、本大綱では、これまでの「選択と集中」や「スクラップ&ビルド」等による行政改革の取組を基本として、

- ①「行政改革によって1億円/年の効果額を目指す」という高い目標を定め、
- ②『全ての職員が全ての事業を見つめ直す』をスローガンに、職員自らが担当する事業について、目的を改めて確認の上、費用対効果の面から事業を見直す総点検を行うこと、
- ③そのための職員の意識改革を図り、市役所一丸となって行政改革に取り組んでまいります。

令和6年3月

弥富市長 安藤 正明



# 目 次

## 第1章 行政改革大綱における取組と現状

1	本市における行政改革	1
2	第4次行政改革の取組成果	1
3	本市を取り巻く状況と課題	2

## 第2章 第5次行政改革大綱の必要性と基本的な考え方

1	さらなる行政改革の必要性方針	6
2	位置づけ	6
3	取組の体系	7
4	計画期間	7
5	推進体制	8

## 第3章 第5次行政改革大綱の重点推進項目と目標額

基本方針1	持続可能な財政基盤の強化	9
基本方針2	職員能力の向上と組織運営の強化	10
基本方針3	多様な主体との連携・協働の強化	11

### 【付属資料】

#### ■ 策定体制

- 弥富市行政改革推進本部設置要綱
- 弥富市行政改革推進委員会条例
- 弥富市行政改革推進委員会委員名簿

# 第1章 行政改革大綱における取組と現状

## 1 本市における行政改革

本市では、平成18年度から4度に渡る行政改革大綱の策定を行い、主に直面する財源不足の解消を目的に、職員数・人件費の抑制、事務事業の見直し、内部管理経費の節減等の行政のスリム化に取り組みとともに、市民協働や民間活力の導入等による市民サービスの向上にも積極的に取り組んできました。

### < 弥富市行政改革大綱の策定状況 >

策定年月	名 称	計画期間
平成19年3月	弥富市第1次行政改革大綱	平成18～21年度
平成23年2月	弥富市第2次行政改革大綱	平成22～25年度
平成26年2月	弥富市第3次行政改革大綱	平成26～29年度
平成30年3月	弥富市第4次行政改革大綱	平成30～令和5年度

## 2 第4次行政改革の取組成果

第4次行政改革の主な取組成果としては、「公有財産の有効活用」では公共施設の最適化に伴う公有財産未利用地の貸付や、「使用料・手数料の見直し」では公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき使用料の改定を行った等、一定の成果を上げる実施内容がある一方で、「時間外勤務の縮減」では新型コロナウイルス感染症の対応や、多様化する行政課題に対応するために時間外勤務が増加する等、成果が十分でなかった実施内容もありました。

また、各年度の行政改革の取組における効果額が横ばいである一方で、少子高齢化の急速な進展に伴う扶助費の増加等により、義務的経費が増加し、財政を圧迫している状況があります。そこで、行政改革推進体制を最大限に活用し、これまで以上に行政改革の取組を推進していくことが急務であります。

### < 年度別効果額の推移 >

【単位：千円】

年度	第3次行政改革大綱				第4次行政改革大綱				
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
歳入	63,414	35,762	47,079	37,053	60,468	53,146	35,931	46,501	45,188
歳出	-104,083	12,005	50,327	-9,977	-3,392	-7,851	-7,639	-9,381	-4,842
計	167,497	23,757	-3,248	47,030	63,860	60,997	43,570	55,882	50,030

### 3 本市を取り巻く状況と課題

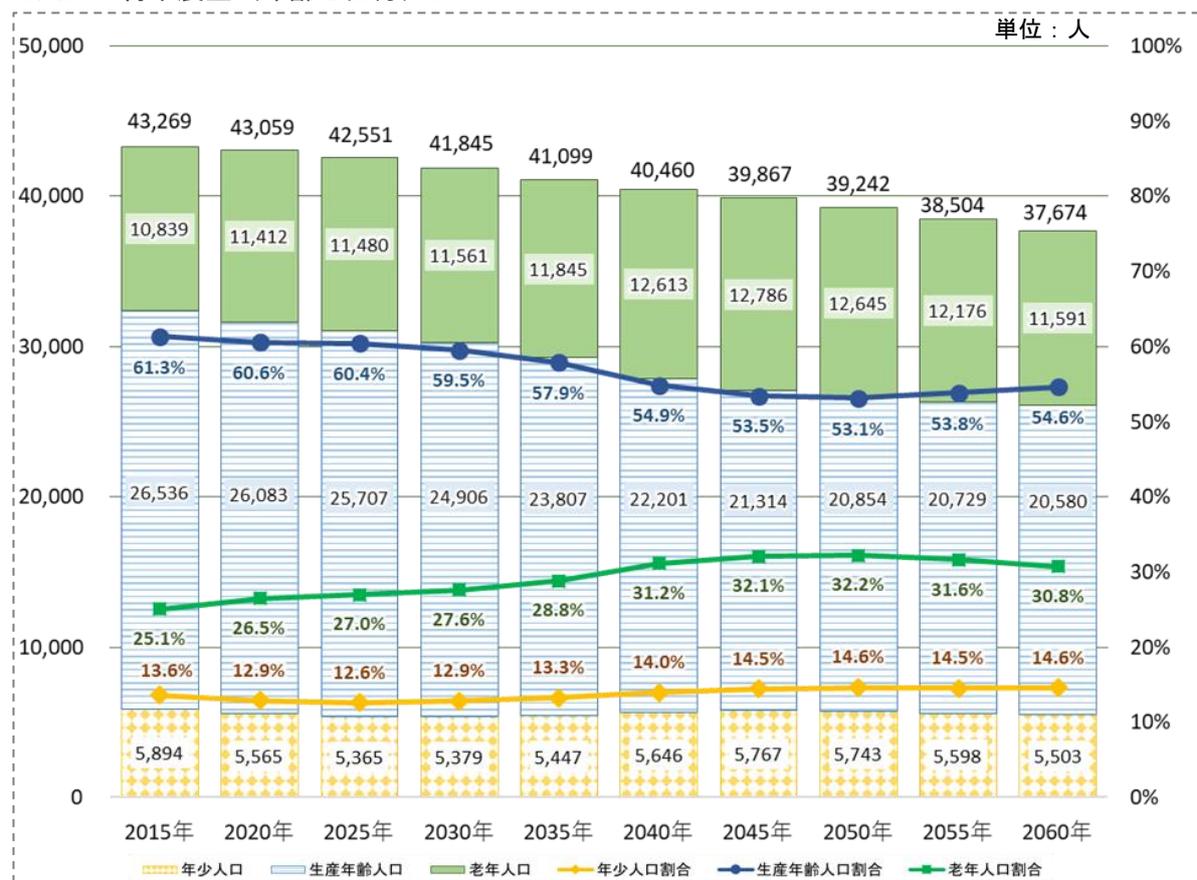
#### (1) 少子高齢化の進行と人口減少

本市の総人口は、高度経済成長期以降増加し続けてきましたが、弥富市人口ビジョンにおける人口の将来展望から分かるように、平成 27（2015）年度以降は減少に転じ、令和 42（2060）年度には 37,674 人と現在の 9 割弱となる見込みです。

また、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）は 61.3%から 54.6%まで減少する一方、老年人口（65 歳以上）は 25.1%から 30.8%まで増加し、高齢化が進行する見込みです。

このため、高齢化による医療や介護等の社会保障関連費が増加する一方、市税収入の減少も懸念されることから、持続可能な財政基盤のより一層の安定化が求められます。

#### <人口の将来展望（年齢3区分）>



(弥富市人口ビジョン（令和5年度改訂版）P33 図表27より)

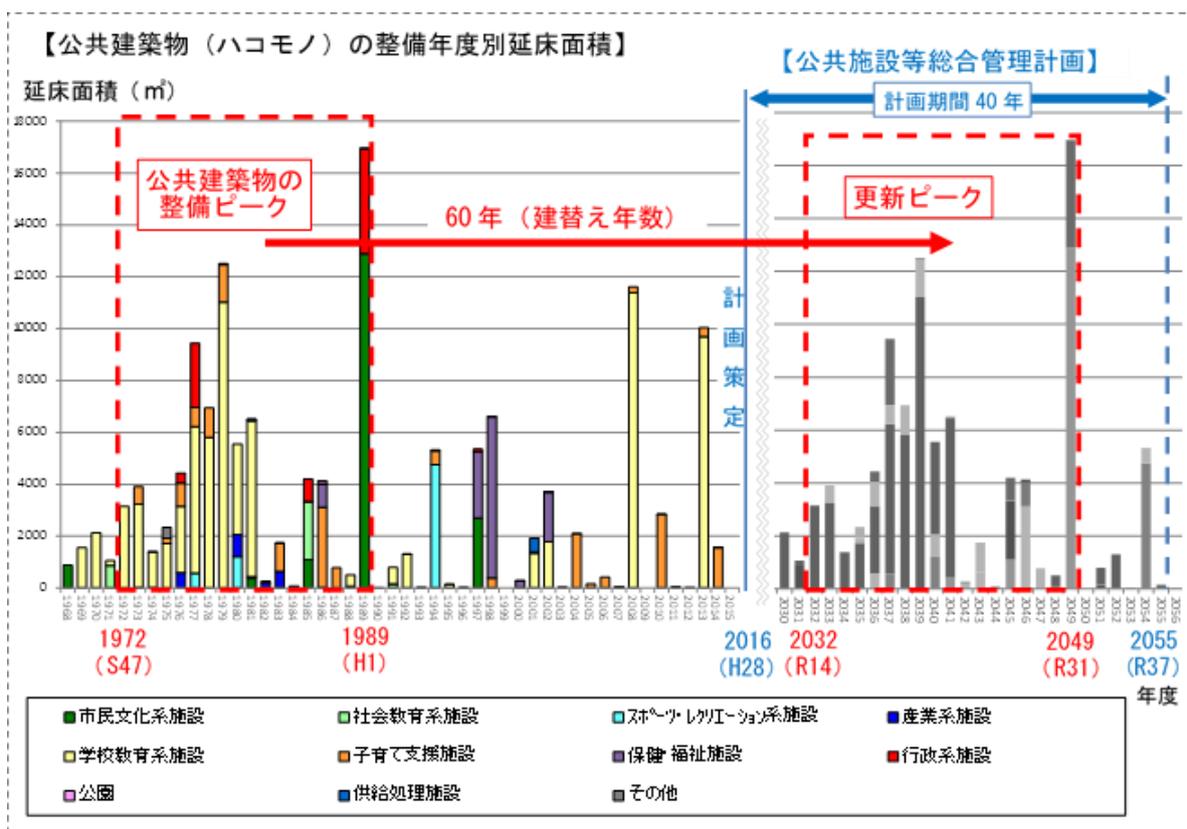
## (2) 公共施設・インフラの老朽化

本市の公共施設は、弥富市公共施設等総合管理計画における公共建築物（ハコモノ）の整備年度別延床面積から分かるように、1970年代から1980年代までにかけて集中的に整備を行っており、これから一斉に更新時期を迎えようとしています。

こうした状況を踏まえ、本市は平成28年3月に弥富市公共施設等総合管理計画の策定を行いました。この総合管理計画では、予防保全型（※）によるファシリティマネジメントを前提に総延床面積の21.7%を縮減目標に掲げているため、公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に取り組んできました。

しかし、近年の物価・石油価格高騰や会計年度任用職員制度の施行等により、維持管理費は増加傾向にあります。そのため、今後も更新費用や維持管理費の確保に向けて、公共施設の複合化や集約化等も視野に入れた、更なる施設保有量の削減に取り組む必要があります。

### ＜公共建築物の整備年度別延床面積＞



（弥富市公共施設等総合管理計画（令和4年3月一部改訂）P34より）

※予防保全型とは、予防的な措置として大規模修繕を建築後に40年で実施することにより、耐用年数を80年間に延長し、更には、20年毎に設備更新を含めた予防保全のための修繕を行う方法のこと。

### (3) 財政の見通しと対応方針（※）

国の月例経済報告（令和5年2月）によると、景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、穏やかに持ち直しているとされています。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあり、景気が持ち直していくことが期待されるものの、物価上昇、供給面での制約等に十分注意する必要があります。

本市では、行政改革大綱に基づき、事務事業の見直し等、削減・減量型の行政改革に取り組み、直面する財源不足の解消を図ってきました。

昨今では、物価・石油価格高騰等により、目まぐるしく変化する社会情勢に対応した市民サービスの供給を行いつつ、激甚化する大規模自然災害等に対する備えや、既存のサービスに加え、自由通路等整備事業による投資的経費の増加、学校を始めとする公共施設の老朽化への対応など今後の行政課題に対しても的確に対応する必要があることを見据えて、これから先の財政運営を考える必要があります。

#### ◆歳入・歳出の見通し

（単位：千円）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<b>歳入計(A)</b>	17,681,992	18,503,437	17,348,064	17,122,142	17,356,285
市税	8,711,700	8,956,700	8,986,700	8,946,700	8,956,700
地方譲与税	307,700	307,700	307,700	307,700	307,700
各種交付金	1,480,001	1,480,001	1,480,001	1,480,001	1,480,001
地方交付税	505,055	400,178	375,238	418,192	442,658
分担金及び負担金	47,912	13,562	25,959	1,262	1,262
使用料及び手数料	242,598	242,598	242,598	242,598	242,598
国・県支出金	3,604,739	3,985,852	3,628,742	3,442,522	3,294,114
繰入金	406,913	498,872	461,552	510,093	625,478
繰越金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
市債	1,461,000	1,703,600	925,200	858,700	1,091,400
その他	414,374	414,374	414,374	414,374	414,374
<b>歳出計(B)</b>	17,681,992	18,503,437	17,348,064	17,122,142	17,356,285
<b>義務的経費</b>	8,263,183	8,275,468	8,382,469	8,455,816	8,585,979
人件費	3,700,879	3,699,927	3,712,121	3,706,101	3,710,527
扶助費	3,340,985	3,414,486	3,489,604	3,566,375	3,644,835
公債費	1,221,319	1,161,055	1,180,744	1,183,340	1,230,617
<b>投資的経費</b>	2,740,897	3,504,772	2,166,376	1,814,898	1,856,188
<b>その他の経費</b>	6,677,912	6,723,197	6,799,219	6,851,428	6,914,118
物件費	2,615,520	2,615,520	2,627,403	2,630,810	2,615,520
維持補修費	147,776	147,776	147,776	147,776	147,776
補助費等	2,439,655	2,461,940	2,483,079	2,508,881	2,563,861
積立金	5,367	5,367	25,367	25,367	25,367
繰出金	1,409,593	1,432,593	1,455,593	1,478,593	1,501,583
その他	60,001	60,001	60,001	60,001	60,001

※第2次弥富市総合計画後期基本計画 P161「財政の見通しと対応方針」より引用

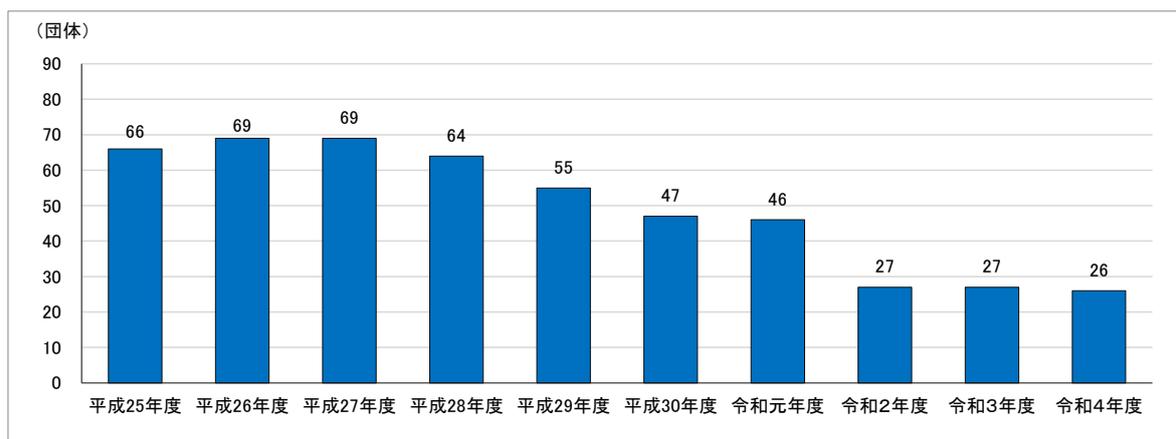
#### (4) 社会情勢の変化と行政需要等の高まり

少子高齢化に加え、生活環境や価値観の多様化等で地域の希薄化が進む中、コロナ禍によって、防災・コミュニティ活動、文化・スポーツ活動等、あらゆる市民活動は抑制・停滞せざるを得ませんでした。停滞した市民活動の底上げを図るには、ウィズコロナ・アフターコロナの時代に向けて、「楽しい」を前面に新たな一歩を踏み出す必要があります。

また、コロナ禍においては、市民が正確に情報を収集し、適切に行動へ移すことの重要性が再認識されました。行政には、これまで以上に市民に必要な情報を的確・迅速に、かつ、市民ニーズに沿った情報提供が求められています。

さらに、ICT技術の推進やコロナ禍を背景とした社会ニーズの変化に伴い、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた変革が進んでいます。本市においても国のデジタル田園都市国家構想に基づき、デジタルの力を活用して様々な課題解決に取り組み、行政のデジタル化をより一層推進し、市民の利便性向上を図る必要があります。

#### <地域づくり補助金活用団体数>



(第2次弥富市総合計画後期基本計画 P121 より)

#### <デジタル田園都市国家構想交付金活用状況>

採択	タイプ	事業名称
令和5年4月	デジタル実装タイプ1	コンビニ交付事業
		特殊車両通行許可システム登録業務
令和6年4月 (事業採択前)	デジタル実装タイプ1	SMSを活用した通知配信サービス事業
		下水道情報システム構築事業
		保育所給食管理システム導入事業
		住宅地図システムによる個別避難計画運用事業

## 第2章 第5次行政改革大綱の必要性と基本的な考え方

### 1 第5次行政改革大綱の必要性

少子高齢化による扶助費や社会保障費等の義務的経費の増加が見込まれる一方で、これまでに整備した公共施設・インフラが老朽化し、更新費用や維持管理費の確保が必要です。また、コロナ禍によって抑制・停滞した市民活動の底上げや、市民生活の変化に伴う的確・迅速な情報提供が行政に求められており、さらには、社会のデジタル化やDXの進展に伴い、市民生活の利便性向上等を目的とした行政分野のデジタル化も推進する必要があります。

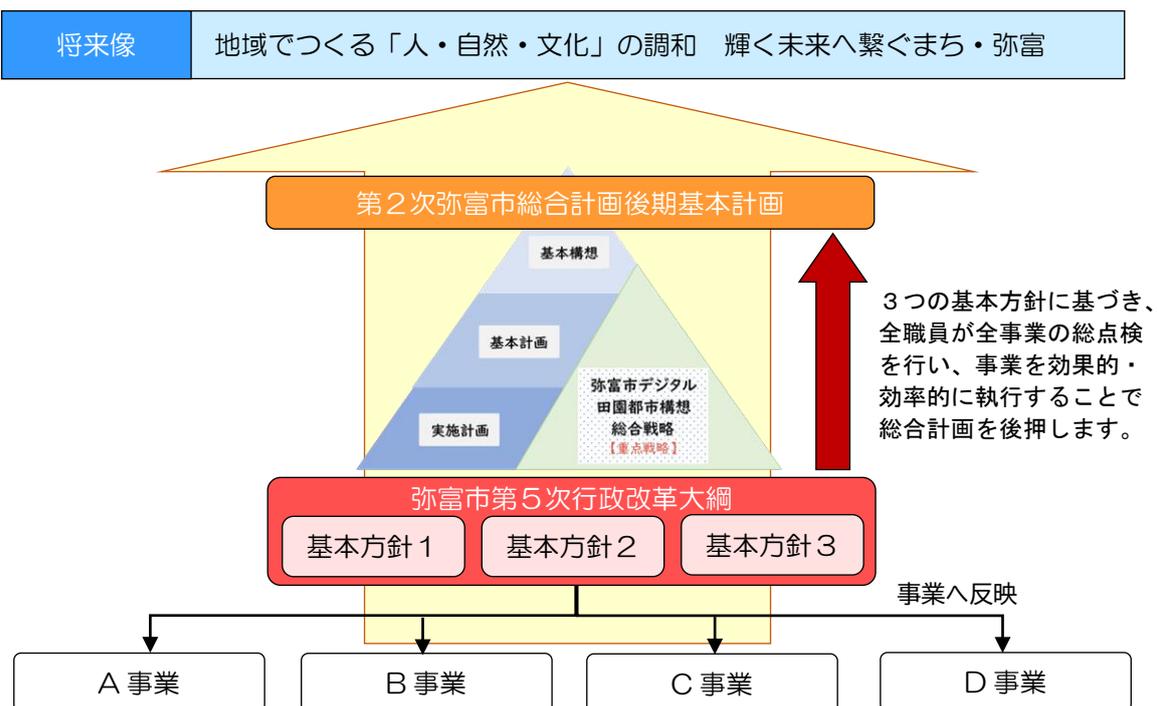
本市の厳しい財政状況の中、これらの行政需要や行政課題に対応するためには、本市の重点課題を見極め、「選択と集中」や「スクラップ&ビルド」によって限られた財源を有効活用するとともに、民間活力や多様な主体との連携を進めることで、最小の経費で最大の効果を発揮する必要があります。

そこで、弥富市第4次行政改革大綱の終了後も切れ目なく行政改革を推進するために、弥富市第5次行政改革大綱を策定することとします。

### 2 位置づけ

弥富市第5次行政改革大綱は、第2次弥富市総合計画で定める将来像『地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富』の実現に向けて、仕事の進め方や考え方を変革するとともに、施策・事業を効率的かつ効果的に実行することで、持続可能で安定的な財政運営を行うための指針となるものです。

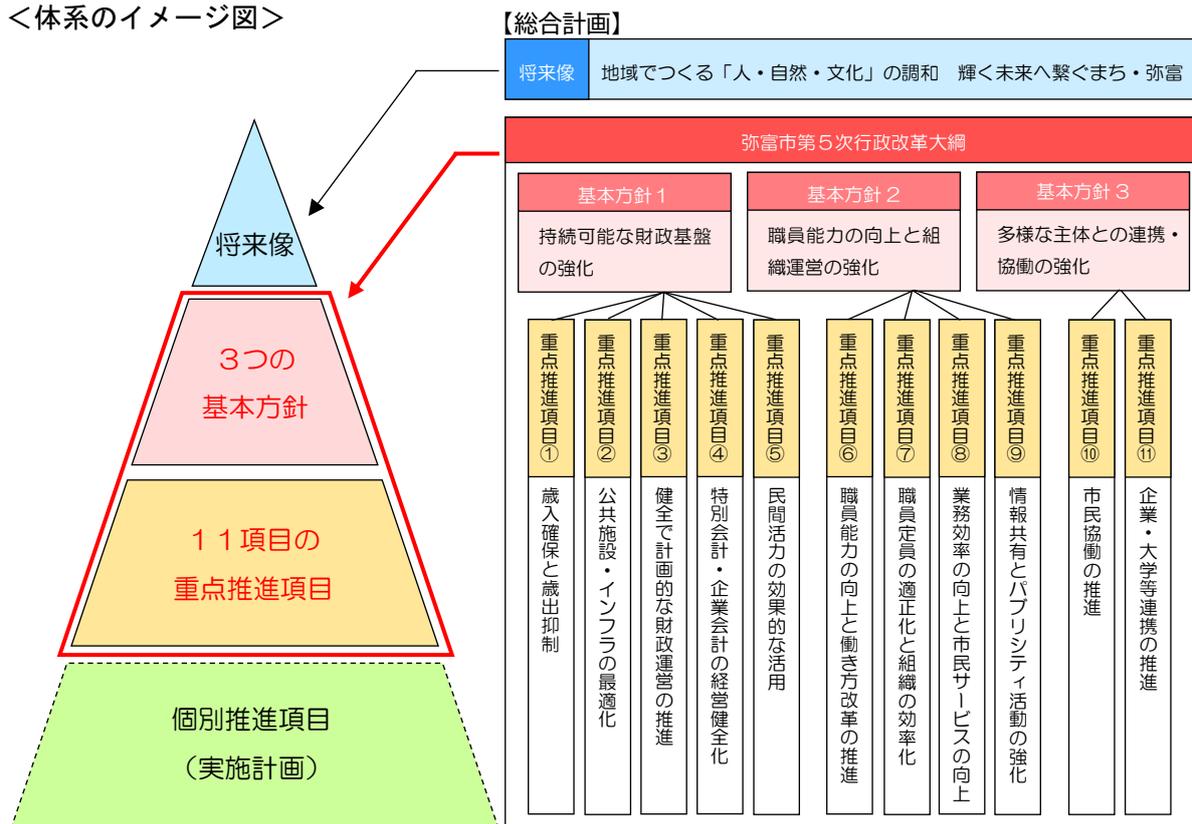
#### <位置づけのイメージ図>



### 3 取組の体系

弥富市第5次行政改革大綱では3つの基本方針を設定するとともに、基本方針内に合計11項目の重点推進項目を設定することで、体系的に行政改革の取組を進めていきます。

＜体系のイメージ図＞



### 4 計画期間

弥富市第5次行政改革大綱の計画期間は、上位計画である第2次弥富市総合計画後期基本計画の計画期間に合わせて、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

＜総合計画と行政改革大綱の計画期間＞

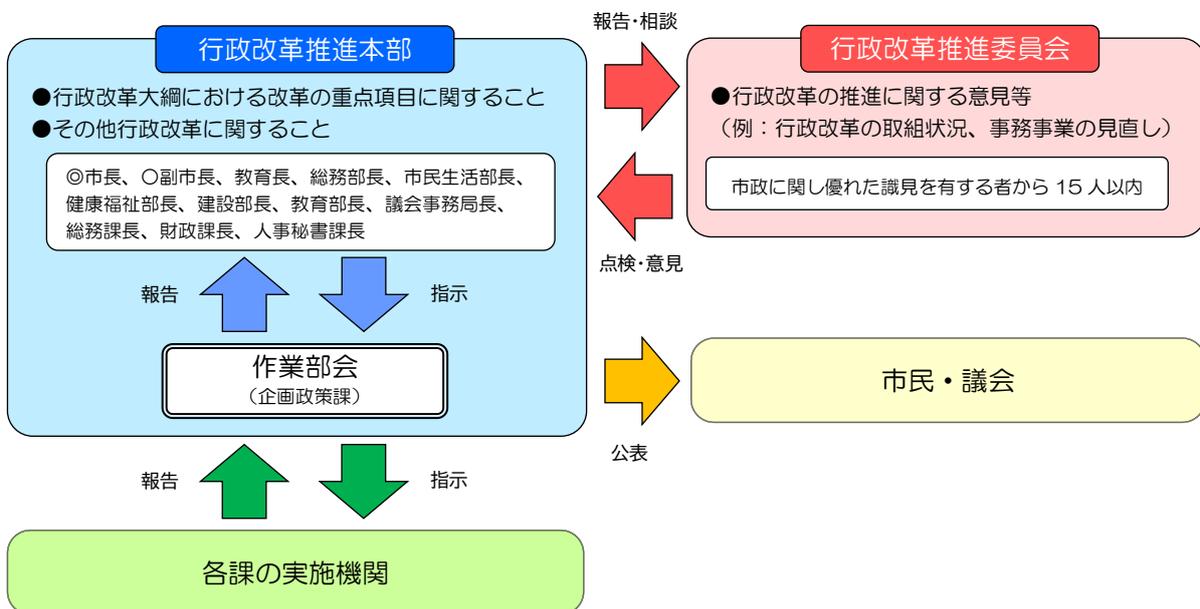
H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
第2次弥富市総合計画 前期基本計画						第2次弥富市総合計画 後期基本計画					
弥富市第4次行政改革大綱						1年延長	弥富市第5次行政改革大綱				

## 5 推進体制

行政改革の取組は、市長を本部長とする部長級職員を中心とした内部会議体「行政改革推進本部」が推進体制の中核を担い、各課等の実施機関を含めて全庁体制で推進します。また、外部有識者等で構成する「行政改革推進委員会」の点検・意見を踏まえ取組の進捗管理や、施策・事業の方向性に対する見直しを行います。

なお、行政改革大綱による取組状況等は、市民や議会に広く公表します。

### <推進体制のイメージ図>



## 第3章 第5次行政改革大綱の重点推進項目と目標額

### 1 基本方針別重点推進項目の取組方針

<b>基本方針1</b>	<b>持続可能な財政基盤の強化</b>
<b>重点推進項目①</b>	<b>歳入確保と歳出抑制</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふるさとやとみ応援寄附金や企業版ふるさと納税の推進や、公有財産の有効活用等、新たな自主財源の確保に努めます。</li> <li>● 市税等の収納率向上対策を着実に実施します。</li> <li>● 使用料・手数料の見直しを行い、受益と負担の適正化を図ります。</li> <li>● 全ての事業について目的を明確化して費用対効果の面から見直し、「選択と集中」や「スクラップ&amp;ビルド」等により、行政のスリム化を目指します。</li> </ul>	
<b>重点推進項目②</b>	<b>公共施設・インフラの最適化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の効率的・計画的な更新・長寿命化・統廃合等を行うことにより、維持管理費や施設更新費の縮減を図ります。</li> <li>● 利用者の利便性向上、環境面の配慮及び維持管理費の縮減を図るため、効果の発現が認められる施設から順次、照明器具のLED化を行います。</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症の影響により、あらゆる市民活動が抑制・停滞したことから、公共施設における利用者や利用目的の規制緩和を進めることで、市民活動の底上げを図ります。</li> </ul>	
<b>重点推進項目③</b>	<b>健全で計画的な財政運営の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種財政指標からコスト分析や財務分析を行うとともに、事務事業評価等と連動した予算編成を行います。</li> <li>● 経済の不況等による税収減や災害等不測の事態に対応できるよう財政調整基金年度末現在高は標準財政規模の約1割である10億円以上を維持することを目標に掲げます。</li> </ul>	
<b>重点推進項目④</b>	<b>特別会計・企業会計の経営健全化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営の健全化、効率化や受益者負担の適正化等に取り組み、市独自の財政支援となる特別会計・企業会計に対する基準外繰出金の縮減に努めます。</li> </ul>	
<b>重点推進項目⑤</b>	<b>民間活力の効果的な活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政サービス水準の向上や効率的な提供を行うため、民間委託、PPP/PFI及び指定管理者制度等の官民連携手法を活用した事業の推進を図ります。</li> <li>● 民間事業者のアイデアやノウハウを生かした効果的な提案を視野に含め、公有財産未利用地及び公共施設跡地の利活用方法の検討を進めます。</li> </ul>	

基本方針2	職員能力の向上と組織運営の強化
重点推進項目⑥	職員能力の向上と働き方改革の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日々の仕事を進める中においても、職場研修（O J T）を計画的かつ継続的に行う職場づくりに取り組み、職員自らが業務の見直しや、事業の効率的・効果的な執行を心がける意識改革へと繋がります。</li> <li>● 職員派遣制度の活用や職員研修の充実等により、職員能力の向上を図り、多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材育成に取り組みます。</li> <li>● 有給休暇や男性を含めた育児休暇の取得促進、業務量の平準化による時間外勤務時間の削減、ストレスチェックやメンタルヘルスによる心身の健康保持等を図り、職員のワークライフバランスの充実に繋げることで、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。</li> </ul>	
重点推進項目⑦	職員定員の適正化と組織の効率化
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に対して業務の見直しを行うとともに、定年の段階的引上げや再任用職員制度等の任用形態を活用しながら、定員適正化計画に基づき、適正な定員管理を推進します。</li> <li>● 主要施策の推進や多様な課題に対して、組織の見直しを適宜行います。また、組織横断的な課題に対してはプロジェクトチームの活用や、職員の流動的活用を積極的に行います。</li> </ul>	
重点推進項目⑧	業務効率の向上と市民サービスの向上
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政手続のオンライン化やキャッシュレス決済の導入等行政のデジタル化に対する推進体制を確保し、業務効率の向上と市民サービスの向上を図ります。</li> <li>● 市民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードの多目的利用を推進します。</li> </ul>	
重点推進項目⑨	情報共有とパブリシティ活動の強化
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の施策・事業について、全ての市民に対して的確・迅速に情報発信を行います。</li> <li>● 本市の魅力を市内外へ発信するため、マスコミやインターネットを通じた広報活動を最大限に活用します。</li> </ul>	

基本方針3	多様な主体との連携・協働の強化
-------	-----------------

重点推進項目⑩	市民協働の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内で活動する市民団体、コミュニティ推進協議会、自治会等が主体的に行う公益的な地域活動を行政が支援します。</li> <li>● 行政の力だけでは対応することが難しい市民ニーズや行政課題に対して、市民や地域自らの連携を推進し、課題の解決を図るための仕組みを構築します。</li> </ul>	
重点推進項目⑪	企業・大学等連携の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政の力だけでは対応することが難しい市民ニーズや行政課題に対して、行政と企業・大学等との連携を推進し、課題の解決を図ります。</li> <li>● 県内外の自治体と連携を図ることにより、政策課題への対応や、地域特性を生かした広域的な自治体連携の推進に取り組みます。</li> </ul>	

## 2 第5次行政改革大綱における数値目標

実施計画に定める個別推進項目は、できる限り数値目標を設置して進捗管理を行います。計画期間中における重点指標として次の数値目標を掲げます。厳しい財政状況の中、本市はこれまで「選択と集中」や「スクラップ&ビルド」等を中心とした行政改革に取り組むことで、多様化する行政課題や行政需要に対応してきましたが、今後の新たな市民ニーズ等に対応するためには、改めて全職員が全ての事業に対して目的を再確認の上、費用対効果の面から事業を見直す総点検を行い、目標達成に向けてさらなる行政改革取組を推進する必要があります。

重点指標	目標
行政改革による年度別効果額	全庁的な行政改革推進体制によって <b>1億円/年</b> の効果額を目指します。

## 付属資料

### ■ 策定体制

- 弥富市行政改革推進本部設置要綱
- 弥富市行政改革推進委員会条例
- 弥富市行政改革推進委員会委員名簿

## 弥富市行政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 行政改革の推進を図り、もって市民福祉の向上に資するため、弥富市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱における改革の重点項目に関すること。
- (2) その他行政改革に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、別表に掲げる者をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

### (作業部会)

第6条 推進本部に、具体的事項について協議及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、本部長が指名する者をもって構成する。

### (庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び作業部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 総務課長 財政課長 人事秘書課長

○弥富市行政改革推進委員会条例

昭和60年4月11日

条例第12号

改正 平成18年3月31日条例第48号

平成23年6月30日条例第11号

令和元年6月28日条例第26号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、弥富市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ弥富市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会においては、会長が議長となる。

3 委員会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第48号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 弥富市行政改革推進委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏名	役職	任期
1	鯖戸善弘	学識経験者	R5.6.1～R7.5.31
2	佐藤孝	代表監査委員	R5.6.1～R7.5.31
3	伊藤肇章	商工会会長	R5.6.1～R7.5.31
4	佐藤恵子	女性の会代表	R5.6.1～R7.5.31
5	釜田公良	中京大学経済学部教授	R5.6.1～R7.5.31
6	入江容子	同志社大学政策学部教授	R5.6.1～R7.5.31

**【編集・発行】**

弥富市 総務部 企画政策課 行政経営グループ

〒498-8501 愛知県弥富市前ケ須町南本田 3 3 5

TEL 0 5 6 7 - 6 5 - 1 1 1 1 (内線 4 5 2)

FAX 0 5 6 7 - 6 7 - 4 0 1 1

メール [gyokei@city.yatomi.lg.jp](mailto:gyokei@city.yatomi.lg.jp)